

安心日常生活支援事業 をスタートしました☆☆☆☆☆

とみます労務行政総合オフィス

当とみます労務行政総合オフィスでは、生涯を通じて安心をサポートするため、この事業をご利用される皆様に対し、ご希望により、その後の後見支援(法定、任意)にスムーズに移行して頂けるようにするなどの取組みを進めることとしております。

ご利用いただける方

契約時に意思能力を有し、次のいずれかに該当する方です。

○認知症高齢者 ○知的障がい者 ○精神障がい者 ○その他当オフィス代表者が必要と認めた者

主なサービスの内容

毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れのお手伝いをします。(金銭管理サービス)

- 福祉サービスの利用料金支払代行
- 病院への医療費支払手続
- 年金、福祉手当の受領に必要な手続
- 税金、社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金支払手続
- 預金の出し入れ、預金の解約手続



日常生活に必要な事務手続のお手伝いをします。(日常的な生活支援サービス)

- 福祉サービスの利用申込み、契約代行、代理
- さまざまな福祉サービス利用に関する情報の提供、相談
- 入院、入所している施設、病院のサービスや利用に関する相談
- 郵便物、書類の処理に関する相談



大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。(財産保全サービス(選択サービス))

○保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします。

※保管できるもの(書類等) 年金証書、預貯金通帳、証書(保険証書、不動産権利証書、契約書など)、実印、銀行印、その他当とみます労務行政総合オフィスが適当と認めた書類(カードを含む)

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。

利用料金 :金銭管理サービスは定額月6,000円+交通費(定額400円)です。

:生活支援サービスは1,500円/時間×所要時間です。

:財産保全サービスは、年間3,000円です。

本事業の利用料金は、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の補完的な役割を目指し、参考とさせていただきます。

なお、生活保護を受けている方の利用料金は、他の利用者様と同じ利用料金とさせていただきます。この点は社会福祉協議会の日常生活自立支援事業と異なっておりますので予めご承知おきください。

支援する人

○北海道行政書士会、北海道社会保険労務士会又は札幌市が実施する成年後見に関する研修会を受講し終了した者が利用者様を支援致します。

とみます労務行政総合オフィス

検索

札幌市手稲区星置1条1丁目9番8号 TEL:011-215-6972 FAX:011-215-6973